

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	農業協同組合法
根拠条項	第95条第2項
処分の概要	業務停止、役員改選命令(組合等)
法令の定め	農業協同組合法(昭和22年11月19日法律第132号) 第95条 2 組合又は農事組合法人が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選を命ずることができる。
処分基準	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号:)
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号: 011-231-4111(内線27-262))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudokujourei.html)